

学 則

< 静岡大学 >

- ・ 静岡大学大学院規則（案）（P2～）
- ・ 静岡大学大学院規則の変更事項を記載した書類（P17～）
- ・ 静岡大学大学院規則（案）の新旧対照表（P18～）
- ・ 静岡大学大学院光医工学研究科規則（案）（P23～）

< 浜松医科大学 >

- ・ 浜松医科大学学則（案）（P26～）
- ・ 浜松医科大学学則の変更事項を記載した書類（P44～）
- ・ 浜松医科大学学則（案）の新旧対照表（P46～）

静岡大学大学院規則（案）

目次

- 第1章 総則(第1条－第8条)
 - 第2章 授業科目、単位及び履修方法(第9条－第16条)
 - 第3章 課程修了の認定(第17条－第20条)
 - 第4章 学位(第21条)
 - 第5章 入学、転学、留学、休学及び退学(第22条－第33条)
 - 第6章 懲戒及び除籍(第34条・第35条)
 - 第7章 授業料、入学料及び検定料(第36条－第38条)
 - 第8章 教員組織(第39条・第39条の2)
 - 第9章 運営組織(第40条－第42条)
 - 第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生(第43条－第47条)
 - 第11章 専門職学位課程(第48条－第52条)
 - 第12章 雑則(第53条)
- 附則

第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

法務研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部(以下「研究科等」という。)に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻
教育学研究科	学校教育研究専攻 共同教科開発学専攻 教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻
<u>光医工学研究科</u>	<u>光医工学共同専攻</u>
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻

法務研究科 法務専攻

- 2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。
- 3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

第7条 大学院の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第51条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあつては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあつては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあつては30単位以上、博士課程にあつては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定めるGrade Point Average(以下「GPA」という。)の値の要件を満たした者について行う。

5 法科大学院の課程修了の認定は、当該課程に3年(法学既修者については、在学したとみな

される期間を含む。)以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定める GPA の値の要件を満たした者について行う。

(教員免許状)

第18条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士(専門職)の学位を、法科大学院の課程を修了した者には法務博士(専門職)の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものと

して文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入學させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 前項第11号から第14号までの規定により学生を入学させる場合(以下本項において「飛び入学制度」という。)は、次の各号によるものとする。

- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
- (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
- (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
- (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は

専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

- 2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。
- 3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

- 2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。
- 3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができない

ときは、所定の手続を経て休学することができる。

- 2 疾病その他の理由で就学が不相当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。
- 3 前2項の場合において休学の事由が消滅し復学しようとするときは、遅滞なく復学願を提出し許可を得なければならない。

第29条 休学の期間はその学年を超えてはならない。引き続き休学するときは、あらためて願い出ることができる。

- 2 休学期間は、修士課程においては通算2年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算3年（法科大学院の課程の法学既修者については、2年）を超えることはできない。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。

（再入学）

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

（転入学）

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

（転学）

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続きを経て承認を得なければならない。

（留学）

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修し、大学院の単位として換算することができる単位を修得しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

（退学）

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

（懲戒）

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

（除籍）

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍

する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、研究を継続させることが適当でないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
- (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及

び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあつては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあつては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

第49条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第50条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(法学既修者)

第51条 法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)にあつては、1年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

2 法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

第52条 法務研究科は、法務研究科を修了した者が、法務研究科の学修支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者(以下「法務研修生」という。)として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

第12章 雑則

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

<昭和 40 年から平成 28 年までの間の附則 略 >

附 則（平成29年 2 月15日規則第75号）
この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成29年 3 月14日規則第96号）
- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成28年度以前に総合科学技術研究科に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則
- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度における光医工学研究科及び自然科学系教育部の収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科名	専攻名	収容定員
光医工学研究科	光医工学共同専攻	<u>5</u> (8)
	計	<u>5</u> (8)
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	<u>36</u>
	光・ナノ物質機能専攻	<u>33</u>
	情報科学専攻	<u>31</u>
	環境・エネルギーシステム専攻	<u>21</u>
	バイオサイエンス専攻	<u>24</u>
	計	<u>145</u>

備考 光医工学研究科光医工学共同専攻に係る収容定員欄の（ ）内の数字は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の収容定員を外数で表している。

平成31年度

研究科名	専攻名	収容定員
光医工学研究科	光医工学共同専攻	<u>10</u> (16)
	計	<u>10</u> (16)
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	<u>33</u>
	光・ナノ物質機能専攻	<u>30</u>
	情報科学専攻	<u>32</u>
	環境・エネルギーシステム専攻	<u>21</u>
	バイオサイエンス専攻	<u>24</u>
	計	<u>140</u>

備考 光医工学研究科光医工学共同専攻に係る収容定員欄の（ ）内の数字は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の収容定員を外数で表している。

別表 I (第 7 条関係)
学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	36	72				
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4 (8)	12 (24)		
	教育実践高度化専攻					20	40
	計	52	104	4 (8)	12 (24)	20	40
総合科学技術研究科	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140				
	工学専攻	262	524				
	農学専攻	87	174				
	計	479	958				
光医工学研究科	<u>光医工学共同専攻</u>			<u>5</u> (8)	<u>15</u> (24)		
	計			<u>5</u> (8)	<u>15</u> (24)		
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			<u>10</u>	<u>30</u>		
	光・ナノ物質機能専攻			<u>9</u>	<u>27</u>		
	情報科学専攻			<u>11</u>	<u>33</u>		
	環境・エネルギーシステム専攻			7	21		
	バイオサイエンス専攻			8	24		
	計			<u>45</u>	<u>135</u>		
法務研究科	法務専攻					0	0
	計					0	0
合 計		567	1,134	54	162	20	40

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻及び光医工学研究科光医工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む共同教科開発学専攻全体又は浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表Ⅱ（第18条関係）

研究科名	免許状の種類	幼稚園教諭 専修免許状	小学校教諭 専修免許状	中学校教諭専修 免許状	高等学校教諭専修 免許状	特別支援学校教諭 専修免許状
	専攻名					
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民	
	比較地域文化専攻			国語, 社会, 英語	国語, 地理歴史, 英語	
	経済専攻			社会	公民	
教育学研究科	学校教育研究専攻	○	○	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭英語	国語, 書道, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 工業, 情報, 家庭英語	
	教育実践高度化専攻	○	○	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭英語	国語, 書道, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 工業, 情報, 家庭英語	○
総合科学技術研究科	情報学専攻				情報	
	理学専攻			数学, 理科	数学, 理科	
	工学専攻				数学, 工業	
	農学専攻				理科, 農業	

静岡大学大学院規則（案）変更事項

本学大学院に「光医工学研究科」を設置することに伴い、大学院規則を改正する。

1. 第3条第1項
光医工学研究科を規定する。
2. 第4条第1項
光医工学研究科を規定する。
3. 第5条第1項
光医工学研究科光医工学共同専攻を規定する。
4. 第5条第4項
光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施することを規定する。
5. 第39条第6項
光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、本学教員のほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員が行うことを規定する。
6. 別表第I（第7条関係）
光医工学研究科光医工学共同専攻の入学定員及び収容定員を規定し、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の人数を（ ）内に記載していることを、備考において規定する。
7. 附則
収容定員に係る学年進行による経過措置を規定する。

静岡大学大学院規則の一部を改正する規則（案）

現 行	改 正 案
<p>（研究科）</p> <p>第3条 大学院に次の研究科を置く。</p> <p>人文社会科学研究科 教育学研究科 総合科学技術研究科 法務研究科</p> <p>（新設）</p> <p>（修士課程、博士課程、専門職学位課程）</p> <p>第4条 人文社会科学研究所及び総合科学技術研究所に修士課程を、自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究所に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、教育学研究所に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科の専門職学位課程は、法務研究科の専門職学位課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程として取り扱うものとする。</p> <p>（専攻）</p> <p>第5条 各研究所及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。</p> <p>人文社会科学研究所 臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻 学校教育研究専攻 共同教科開発学専攻</p> <p>教育学研究科 学校教育研究専攻 共同教科開発学専攻</p>	<p>（研究科）</p> <p>第3条 大学院に次の研究科を置く。</p> <p>人文社会科学研究科 教育学研究科 総合科学技術研究科 光医工学研究科 法務研究科</p> <p>（修士課程、博士課程、専門職学位課程）</p> <p>第4条 人文社会科学研究所及び総合科学技術研究所に修士課程を、<u>光医工学研究所及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究所に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程として取り扱うものとする。</u></p> <p>（専攻）</p> <p>第5条 各研究所及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。</p> <p>人文社会科学研究所 臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻 学校教育研究専攻 共同教科開発学専攻</p> <p>教育学研究科 学校教育研究専攻 共同教科開発学専攻</p>

現 行	改 正 案
<p>総合科学技術研究科 教育実践高度化専攻 情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻</p> <p>（新設） ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻 法務専攻</p> <p>自然科学系教育部 法務研究科</p> <p>2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。</p> <p>3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。 (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。 (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。 (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。 2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。 3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。 4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p>	<p>総合科学技術研究科 教育実践高度化専攻 情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻 光医工学共同専攻 ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻 法務専攻</p> <p>光医工学研究科 自然科学系教育部</p> <p>法務研究科 2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、<u>浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。</u></p> <p>第39条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>

< 略 >

< 略 >

改正案

現行

5 (同左)

6 光医学研究科光医学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医学共同専攻の教員がこれを行う。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育科大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。(新設)

< 略 >

< 略 >

別表I (第7条関係)
学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	36	72				
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104	4 (8)	12 (24)		
	共同教科開発学専攻					20	40
	教育実践高度化専攻			4 (8)	12 (24)	20	40
	計	52	104	4 (8)	12 (24)	20	40
総合科学技術 研究科	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140				
	工学専攻	262	524				
	農学専攻	87	174				
	計	479	958				

別表I (第7条関係)
学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	36	72				
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104	4 (8)	12 (24)		
	共同教科開発学専攻					20	40
	教育実践高度化専攻			4 (8)	12 (24)	20	40
	計	52	104	4 (8)	12 (24)	20	40
総合科学技術 研究科	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140				
	工学専攻	262	524				
	農学専攻	87	174				
	計	479	958				

現 行

		(新設)	
自然科学系教育 部	ナノビジョン工学専攻	13	39
	光・ナノ物質機能専攻	12	36
	情報科学専攻	10	30
	環境・エネルギーシステム専攻	7	21
	バイオサイエンス専攻	8	24
	計	50	150
法務研究科	法務専攻		0
	計		0
合 計		54	162
		(8)	(24)

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

< 略 >

改 正 案

光医学研究科	光医学共同専攻			5	15
	計			(8)	(24)
自然科学系教育 部	ナノビジョン工学専攻			10	30
	光・ナノ物質機能専攻			9	27
	情報科学専攻			11	33
	環境・エネルギーシステム専攻			7	21
	バイオサイエンス専攻			8	24
	計			45	135
法務研究科	法務専攻				0
	計				0
合 計		567	1,134	54	162
				20	40

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻及び光医学研究科光医学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む共同教科開発学専攻全体又は浜松医科大学大学院医学系研究科光医学共同専攻を含む光医学共同専攻全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

< 略 >

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度における光医学研究科及び自然科学系教育部の収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科名	専攻名	収容定員
光医学研究科	光医学共同専攻	5 (8)
	計	5 (8)
自然科学系教育 部	ナノビジョン工学専攻	36
	光・ナノ物質機能専攻	33
	情報科学専攻	31
	環境・エネルギーシステム専攻	21
	バイオサイエンス専攻	24
	計	145

備考 光医学研究科光医学大学院医学系共同専攻に係る収容定員欄の()内の数字は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医学共同専攻を含む光医学共同専攻全体の収容定員を外数で表している。

平成31年度

研究科名	専攻名	収容定員
光医学研究科	光医学共同専攻	10 (16)
	計	10 (16)
自然科学系教育 部	ナノビジョン工学専攻	33
	光・ナノ物質機能専攻	30
	情報科学専攻	32
	環境・エネルギーシステム専攻	21
	バイオサイエンス専攻	24
	計	140

備考 光医学研究科光医学大学院医学系共同専攻に係る収容定員欄の()内の数字は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医学共同専攻を含む光医学共同専攻全体の収容定員を外数で表している。

静岡大学大学院光医工学研究科規則（案）

（趣旨）

第1条 静岡大学大学院光医工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

（研究科の目的）

第2条 研究科は、光医学と光・電子工学両面に精通し、光医工学研究の推進に貢献し、基礎医学、臨床医学、予防医学を支える技術を磨き、それを次世代に伝えられる人材の育成、あるいは技術の開発に貢献するとともに、学術を探究し革新的技術や新規の学術領域を創造できる人材の育成を目的とする。

（専攻）

第3条 研究科に、光医工学共同専攻を置く。

2 光医工学共同専攻は、静岡大学及び浜松医科大学による共同教育課程とし、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

（研究科長及び副研究科長）

第4条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

（教育方法）

第5条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、光医工学共同専攻の研究指導教員の資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、光医工学共同専攻の研究指導補助教員の資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

5 授業、研究指導及び研究指導の補助は、前3項に規定する者のほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを担当する。

（指導教員）

第6条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、主指導教員1人、副指導教員2人とする。

3 主指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院光医工学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める。

4 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。ただし、副指導教員のうち1人については、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の研究指導教員の資格を有する教授、准教授、講師又は助教でなければならない。

（教育方法の特例）

第7条 教授会が特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第9条 学生は、修了に必要な授業科目 24 単位以上（基礎科目から必修科目 2 単位を含めた 4 単位、専門科目から必修科目 10 単位を含めた 14 単位以上、共通科目から 4 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い、研究科長に届け出なければならない。

(他の研究科における授業科目の履修)

第10条 学生は、主指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第11条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の博士課程（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することを認めることができる。

(単位修得の認定等)

第12条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、授業科目担当教員が行う。

(博士論文提出資格)

第13条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、博士論文を提出することができる。

(課程修了の認定)

第14条 課程修了の認定は、研究科に3年以上在学し、24 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。

(博士論文の審査及び最終試験)

第15条 博士論文の審査及び最終試験の方法は、別に定める。

(学位の授与)

第16条 課程を修了した者に対する博士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

科目区分	授業科目の名称	単位数		講義・演習等の別	配当年次	備考	
		必修	選択				
専攻共通科目	光子・電子のナノサイエンスと応用		2	講義	1		
	先端基礎医学特論		2	講義	1		
	科学技術英語コミュニケーションⅠ		1	演習	1		
	科学技術英語コミュニケーションⅡ		1	演習	1		
	生体構造・機能解析		2	講義	1		
	科学技術文書表現法		1	演習	2		
	研究インターンシップ		2	演習	2		
	医薬品・医療機器開発概論		2	講義	2		
	医療・生物統計学		2	講義	2		
	医工学知的財産・起業論		2	講義	2		
基礎科目	医工学概論A		2	講義	1	医工学概論A・Bから 2単位選択必修	
	医工学概論B		2	講義	1		
	医療研究概論	2		講義	1		
専門科目	光医用センシング・ 画像科学	ナノフォトニクス		2	講義	1	
		ナノエレクトロニクス		2	講義	1	
		病態・疾病学		2	講義	2	
		メディカル生体情報処理学		2	講義	2	
	光医用デバイス・ 機器工学	イメージングデバイス		2	講義	1	
		生体計測・情報システム		2	講義	1	
		イメージングシステム		2	講義	2	
		メディカルデバイスデザイン		2	講義	2	
	特別演習・ 特別研究	光医工学特別演習	2		演習	1	
		光医工学特別研究	8		演習	2～3	

○浜松医科大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 25 号)

改正	平成 17 年 1 月 13 日規則第 42 号 平成 18 年 3 月 9 日規則第 1 号 平成 18 年 12 月 14 日規則第 12 号 平成 19 年 3 月 15 日規則第 4 号 平成 19 年 9 月 25 日規則第 16 号 平成 20 年 3 月 13 日規則第 2 号 平成 21 年 3 月 30 日規則第 1 号 平成 22 年 1 月 25 日規則第 1 号 平成 23 年 3 月 28 日規則第 1 号 平成 24 年 2 月 27 日規則第 7 号 平成 24 年 5 月 28 日規則第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日規則第 2 号 平成 25 年 3 月 22 日規則第 10 号 平成 26 年 5 月 26 日規則第 16 号 平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号 平成 27 年 4 月 24 日規則第 20 号 平成 28 年 1 月 26 日規則第 5 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号 平成 28 年 4 月 25 日規則第 13 号
-----------	---

目次

第 1 章	総則(第 1 条－第 14 条)
第 2 章	学部(第 15 条－第 33 条)
第 3 章	大学院(第 34 条－第 45 条の 2)
第 4 章	入学、休学、復学、転学、退学及び除籍(第 46 条－第 54 条)
第 5 章	検定料、入学料及び授業料(第 55 条－第 62 条)
第 6 章	研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人 留学生(第 63 条－第 68 条)
第 7 章	賞罰(第 69 条・第 70 条)
第 8 章	公開講座(第 71 条)
	附則

第 1 章 総則

(目的及び使命)

第 1 条 浜松医科大学(以下「本学」という。)は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況を、積極的に公表するものとする。

(教育研究の基本組織)

第4条 本学に、医学部を置く。

2 医学部に、医学科及び看護学科を置く。

3 医学科及び看護学科に次の講座を置く。

医学科

総合人間科学、器官組織解剖学、細胞分子解剖学、神経生理学、医生理学、分子生物学、医化学、腫瘍病理学、再生・感染病理学、薬理学、細菌・免疫学、ウイルス・寄生虫学、健康社会医学、法医学、内科学第一、内科学第二、内科学第三、精神医学 外科学第一、外科学第二、脳神経外科学、整形外科学、皮膚科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線診断学・核医学、放射線腫瘍学、麻酔・蘇生学、産婦人科学、小児科学、歯科口腔外科学、臨床検査医学、臨床薬理学、救急災害医学、臨床腫瘍学

看護学科

基礎看護学、臨床看護学、地域看護学

4 医学科の定員は、収容定員 625 人、入学定員 100 人、第2年次編入学定員 5 人とし、看護学科の定員は、収容定員 260 人、入学定員 60 人、第3年次編入学定員 10 人とする。

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、医学系研究科を置く。

3 大学院における課程、医学系研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	入学定員
修士課程	看護学専攻	32 人	16 人
博士課程	医学専攻	120 人	30 人
博士後期課程	光医工学共同専攻	9 人	3 人
合計		161 人	49 人

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 6月7日

春季休業 3月6日から4月10日まで

夏季休業 7月20日から8月31日まで

冬季休業 12月16日から翌年1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の各休業期間は、教育上必要と認めるときは、学長はこれを変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が教育上必要と認めるときは休業日に授業をすることができる。

(附属図書館)

第9条 本学に、附属図書館を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(本学の学内施設)

第11条 本学に、次の学内施設を置く。

- (1) 光先端医学教育研究センター
- (2) 保健管理センター
- (3) 安全衛生管理センター
- (4) 医療廃棄物処理センター
- (5) 情報基盤センター
- (6) 子どものこころの発達研究センター
- (7) 医学教育推進センター

(8) 総合診療教育研究センター

(9) 国際マスイメージングセンター

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座等)

第12条 本学に、寄附により運営する、寄附講座等を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院教授会)

第14条 大学院の課程ごとに大学院教授会を置く。ただし、博士課程及び博士後期課程においては、大学院博士課程教授会として同一の大学院教授会を置くものとする。

2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部

(修業年限)

第15条 修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、医学科にあつては10年(第2年次編入学にあつては9年)、看護学科にあつては8年(第3年次編入学にあつては4年)を超えることはできない。

(入学資格)

第17条 医学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同様以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの
(医学科の編入学、転入学及び再入学)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、医学科の相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学の医学部の進学課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの
(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で本学に転入学を志願するもの
(3) 本学の医学科の退学者で再入学を志願するもの
- 2 前項第3号に規定する再入学を志願する者のうち、本学の医学科に4年以上在学し、早期に大学院(医学系博士課程)へ進学し、課程を修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。
(医学科の第2年次編入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、選考の上、医学科の第2年次に入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者及び外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願するもの。ただし、医学部医学科を卒業した者及び在学中の者を除く。
(2) 外国において前号に掲げる者が授与された学位と同等であると本学が認める学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。
(3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(看護学科の再入学)

第20条 本学の看護学科の退学者で再入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- 2 前項に規定する再入学を志願する者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に大学院(看護学系修士課程)へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。
(看護学科の第3年次編入学)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、選考の上、看護学科の第3年次に入学を許可する。

- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者で入学を志願するもの
(2) 専修学校の看護系の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(3) 高等学校の看護系の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(編入学者等の取扱い)

第22条 第18条から前条までの規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(教育課程)

第23条 医学部の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し編成する。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の単位数)

第25条 医学部の課程を修了するためには、第23条の授業科目により、別に定める単位数を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 医学部の教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 医学部の教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得

したものとみなすことができる。

- 2 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(授業科目の修得の認定)

第29条 授業科目の修得の認定は、試験その他の審査により行う。

(関連教育病院)

第30条 本学は、関連教育病院において、学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の臨床教育について必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第31条 授業科目の成績評価の方法は、別に定める。

(課程修了の認定)

第32条 課程修了の認定は、教授会に諮って、学長が行う。

(卒業・学位授与)

第33条 本学に第15条に規定する修業年限以上在学し、医学部の全課程の修了の認定を受けた者に対し、卒業を認め、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 大学院

(標準修業年限及び長期履修)

第34条 大学院の標準修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては3年とする。

- 2 修士課程、博士課程及び博士後期課程の学生が、職業を有している等の理由により、前項に定める標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる。

- 3 長期履修について必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第35条 大学院の在学期間は、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては8年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

(入学資格)

第36条 大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 大学院の博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修業年限が 6 年の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者
 - (5) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- 3 大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

（編入学、転入学及び再入学）

第37条 次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程を中途において退学した者で、本学の大学院に編入学を志願するもの
 - (2) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期2年の課程、並びに医学の研究科の博士課程に在学する者で、課程の中途において本学の大学院に転入学を志願するもの
 - (3) 本学の大学院を課程の中途において退学した者で、再入学を志願するもの
- 2 編入学、転入学及び再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

（教育方法）

第38条 大学院の教育は、専攻に応じ教育上必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第39条 大学院の教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

（授業科目等）

第40条 大学院の授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等については、別に定める。

（他の大学院等における授業科目の履修等）

第41条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより10単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院に留学する場合に準用するものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第 42 条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。この場合には、他の大学院又は研究所等との協議による。

2 前項の規定は、外国の大学院、研究所等に留学する場合に準用するものとする。
(入学前の既修得単位等の認定)

第 43 条 大学院の教育上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。
(課程の修了の要件)

第 44 条 修士課程の修了の要件は、大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了の要件は、大学院に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3 年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程の修了は、大学院に 3 年以上在学し、24 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位授与)

第 45 条 大学院の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を授与する。

2 この章に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

(連合大学院)

第 45 条の 2 大阪大学大学院に設置される大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科博士課程の教育研究の実施について、本学は、大阪大学、金沢大学、千葉大学及び福井大学と連携協力するものとする。

第 4 章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 46 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学、再入学及び

大学院医学系研究科博士課程への入学の場合については、後学期の始めとすることがある。

(入学者の選考)

第47条 本学に入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

(入学志願手続)

第48条 入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付の上、願書、検定料払込証明書及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学手続及び入学許可)

第49条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、前項の適用については、入学料に係る入学手続を終えた者とみなす。

(休学)

第50条 病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て更に引き続き1年以内休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者は、学長はこれを休学させることができる。

4 休学期間は、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 連続して2年

(2) 医学科の学生は通算して4年

(3) 前号の規定にかかわらず、医学科第2年次編入学生にあつては通算して3年

(4) 看護学科の学生は通算して4年

(5) 前号の規定にかかわらず、看護学科第3年次編入学生にあつては通算して2年

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第51条 休学期間中にその理由がなくなったときは、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第52条 病気その他の理由により退学しようとする者は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会(大学院の学生にあつては大

学院教授会(以下「教授会等」という。))に諮って、学長が退学させる。

- (1) 学部の学生にあつては第 16 条、大学院の学生にあつては第 35 条の在学期間を超えた者
- (2) 第 50 条第 4 項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者(除籍)

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会等に諮って、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であつて、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第 55 条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 56 条 本学の大学院に入学する者であつて、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に入学する者であつて、特別な事情によって入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 3 本学に入学する者であつて、特別な事情によって、納付期限までに入学料の納付が困難な場合は、本人の申請により、入学料の徴収猶予を行うことがある。
- 4 前各項の規定による入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納期)

第 57 条 授業料は、前期及び後期の 2 期に分けて、年額の 2 分の 1 に相当する額を、次に掲げる納付期間内に納付しなければならない。

前期(4 月から 9 月まで) 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期(10 月から 3 月まで) 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が申し出たときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の免除)

第 58 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって、授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により各期ごとの授業料の全部若しくはその一部を免除することができる。

2 前項の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 59 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

2 前項の授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

第 60 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合、又は授業料の徴収猶予を申請した者が休学を許可された場合は、月割計算により休学した月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当る場合は、その月)から復学した月の前月までの授業料の全額を免除する。

2 前期又は後期中途において復学した者の授業料は、月割計算により、復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付しなければならない。

(退学又は除籍の場合における授業料)

第 61 条 退学又は除籍の場合は、当期分の授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(2) 入学料又は授業料の未納を理由に除籍された場合

2 授業料の徴収猶予の許可を受けている者が、願い出により退学を許可された場合は、前項の規定にかかわらず、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第 62 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるものを返還する。

(1) 第 47 条に規定する医学部の入学者選抜において、2 段階選抜による第 1 段階目の選抜で不合格となった者 当該検定料

(2) 第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、9 月 30 日までに休学又は退学した場合 後期分授業料

(3) 第 57 条第 3 項の規定により、入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合 当該授業料

(4) その他学長が、特別な理由があると認めた場合 当該検定料、入学料及び授業料

第 6 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第 63 条 本学において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 64 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第 65 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第 66 条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学で授業科目を履修すること又は大学院の研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学との協議に基づき、選考の上、学長は、それぞれ特別聴講学生又は研究指導を受ける者を特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、それぞれ聴講生及び研究生の授業料の額と同額とする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料を徴収しないことができる。

(1) 国立大学法人の設置する大学との協議により受け入れた学生

(2) 大学間交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた外国人留学生

(3) 大学間特別研究学生交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生

(4) 大学間相互単位互換協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生

(5) その他学長が特別に認めた者

(外国人留学生)

第 67 条 外国人で、本学に留学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留

学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、日本語及び日本事情に関する授業科目を置く。
- 3 外国人留学生が、前項の規定に基づく日本語及び日本事情に関する授業科目を修得した場合は、別に定めるところにより、その単位を第 25 条に規定する単位に代えることができる。

(その他研究生等に関する規則)

第 68 条 第 63 条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 69 条 学生で、表彰に値する行為があったものは、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第 70 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、教授会等に諮って学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第 8 章 公開講座

(公開講座)

第 71 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に旧浜松医科大学に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学等をする者が在学しなくなるまでの間、旧浜松医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧浜松医科大学の学則の定めるところによる。

附 則(平成 17 年 1 月 13 日規則第 42 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 9 日規則第 1 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 14 日規則第 12 号)

この学則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 4 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日規則第 16 号)

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 13 日規則第 2 号)

この学則は、平成 20 年 3 月 13 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。
ただし、第 5 条の 2 については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規則第 1 号)

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度～平成 29 年度
医学部 医学科	平成 21 年度～平成 29 年度 105 人 (5)	580 人 (25)	590 人 (25)	600 人 (25)	610 人 (25)	620 人 (25)	630 人 (25)

() 内は、第 2 年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成 22 年 1 月 25 日規則第 1 号)

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員				
医学部 医学科	平成 22 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	115 人 (5)	110 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)

収容定員

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
660 人	680 人	690 人	685 人	680 人	665 人

(25)	(25)	(25)	(25)	(25)	(25)
------	------	------	------	------	------

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
650 人 (25)	635 人 (25)	620 人 (25)	610 人 (25)

() 内は、第 2 年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日規則第 1 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 27 日規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成 24 年 5 月 28 日規則第 1 号)

この学則は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 23 日規則第 2 号)

この学則は、この学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条第 2 項の改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日規則第 10 号)

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 26 日規則第 16 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に第 2 年次後期編入学した医学科の学生及び当該入学を志願した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部 ・学科	入学定員				
医学部 医学科	平成 22 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度～ 平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	115 人 (5)	110 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)

収容定員

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
----------	----------	-----------	----------	----------	----------

		平成 29 年度			
660 人 (25)	680 人 (25)	690 人 (25)	685 人 (25)	680 人 (25)	665 人 (25)

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
650 人 (25)	635 人 (25)	620 人 (25)	610 人 (25)

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 24 日規則第 20 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 26 日規則第 5 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した医学部の学生に対する規則第 50 条第 3 項及び第 4 項並びに第 53 条第 1 項第 2 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 25 日規則第 13 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 年 月 日規則第 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 3 項にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度の博士後期課程光医工学共同専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	
		平成 30 年度	平成 31 年度
博士後期課程	光医工学共同専攻	3 人	6 人

- 3 改正後の第 41 条、第 43 条及び第 44 条第 3 項ただし書にかかわらず、最初の修了生を出し、カリキュラムの検証を行うまでは適用しないこととする。

変更事項を記載した書類

- 1 変更の事由 平成 30 年 4 月より、浜松医科大学大学院医学系研究科に新たに静岡大学との共同教育課程（光医工学共同専攻）を設置する予定であることから、必要な事項について浜松医科大学学則に定める。
- 2 変更の時期 平成 30 年 4 月
- 3 変更点
 - ・第 5 条第 3 項の表中の「博士課程」の下欄に「博士後期課程、光医工学共同専攻、9 人、3 人」を加え、合計欄の収容定員「152 人」を「161 人」に、入学定員「46 人」を「49 人」に変更する。
 - ・第 14 条第 1 項に「ただし、博士課程及び博士後期課程においては、大学院博士課程教授会として同一の大学院教授会を置くものとする。」を加える。
 - ・第 34 条第 1 項中「博士課程にあつては 4 年」の後に「、博士後期課程にあつては 3 年」を追加し、同条第 2 項中「博士課程」の後に「及び博士後期課程」を加える。
 - ・第 35 条中「博士課程にあつては 8 年」の後に「、博士後期課程にあつては 6 年」を加える。
 - ・第 36 条に「第 3 項 大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者

(7) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた 24 歳以上の者」を加える。

- 第 44 条に「第 3 項 博士後期課程の修了は、大学院に 3 年以上在学し、24 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2 年以上在学すれば足りるものとする。」を加える。
- 附則に「1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後の第 5 条第 3 項にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度の博士後期課程光医工学共同専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	
		平成 30 年度	平成 31 年度
博士後期課程	光医工学共同専攻	3 人	6 人

- 3 改正後の第 41 条、第 43 条及び第 44 条第 3 項ただし書にかかわらず、最初の修了生を出し、カリキュラムの検証を行うまでは適用しないこととする。」を加える。

浜松医科大学学則の新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 大学院における課程、医学系研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="654 1120 901 2054"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>専攻</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修士課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>32人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>博士課程</td> <td>医学専攻</td> <td>120人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>152人</td> <td>46人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条～第13条 (略)</p> <p>(大学院教授会)</p> <p>第14条 大学院の課程ごとに大学院教授会を置く。</p> <p>2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。</p>	課程	専攻	収容定員	入学定員	修士課程	看護学専攻	32人	16人	博士課程	医学専攻	120人	30人	合計		152人	46人	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 大学院における課程、医学系研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="654 185 965 1120"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>専攻</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修士課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>32人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>博士課程</td> <td>医学専攻</td> <td>120人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>光医学共同専攻</td> <td>9人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>161人</td> <td>49人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条～第13条 (略)</p> <p>(大学院教授会)</p> <p>第14条 大学院の課程ごとに大学院教授会を置く。ただし、博士課程及び博士後期課程においては、大学院博士課程教授会として同一の大学院教授会を置くものとする。</p> <p>2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。</p>	課程	専攻	収容定員	入学定員	修士課程	看護学専攻	32人	16人	博士課程	医学専攻	120人	30人	博士後期課程	光医学共同専攻	9人	3人	合計		161人	49人
課程	専攻	収容定員	入学定員																																		
修士課程	看護学専攻	32人	16人																																		
博士課程	医学専攻	120人	30人																																		
合計		152人	46人																																		
課程	専攻	収容定員	入学定員																																		
修士課程	看護学専攻	32人	16人																																		
博士課程	医学専攻	120人	30人																																		
博士後期課程	光医学共同専攻	9人	3人																																		
合計		161人	49人																																		

	<p><u>士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(4) <u>我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(5) <u>国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(6) <u>大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者</u></p> <p>(7) <u>本学大学院において個別の入学資格審査により認められた24歳以上の者</u></p> <p>第37条～第43条（略） （課程の修了の要件）</p> <p>第44条（略） 2（略）</p> <p>3 <u>博士後期課程の修了は、大学院に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p>第45条～第71条（略）</p>
<p>第37条～第43条（略） （課程の修了の要件）</p> <p>第44条（略） 2（略） <u>（新設）</u></p> <p>第45条～第71条（略）</p>	

(略)

(略)

附 則 (平成 年 月 日規則第 号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項にかかわらず、平成30年度及び平成31年度の博士後期課程光医工学共同専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
博士後期課程	光医工学共同専攻	平成30年度
		平成31年度
		3人
		6人

- 3 改正後の第41条、第43条及び第44条第3項ただし書にかかわらず、最初の修了生を出し、カリキュラムの検証を行うまでは適用しないこととする。

教授会規程

<静岡大学>

- ・ 静岡大学大学院光医工学研究科教授会規則（案）（P 5 1 ～）

<浜松医科大学>

- ・ 浜松医科大学大学院博士課程教授会規則（案）（P 5 3 ～）
- ・ 浜松医科大学大学院博士課程教授会規則（案）の新旧対照表（P 5 5 ～）

静岡大学大学院光医工学研究科教授会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡大学教授会通則（平成16年4月1日制定。以下「教授会通則」という。）第9条の規定に基づき、静岡大学大学院光医工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議事及び運営等に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 静岡大学大学院光医工学研究科長（以下「研究科長」という。）及び静岡大学大学院光医工学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）
 - (2) 静岡大学大学院光医工学研究科（以下「研究科」という。）を主担当とする教授、准教授、講師及び助教
- 2 教授会は、静岡大学の学術院に所属する教授、准教授、講師及び助教のうち、研究科を副担当とする者を構成員に加えることができる。
- 3 教授会が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、構成員以外の者については、議決権を有しない。

（役割）

第3条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教授会通則第3条第1項第3号の規定に基づき、学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。
- 3 教授会は、前2項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるることができる。
- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
 - (2) 評価に関する事項
 - (3) 教育に関する事項
 - (4) 学生生活の支援及び学生の身分に関する事項
 - (5) 教員の人事に関する事項
 - (6) その他研究科の組織・運営に関する事項
 - (7) その他研究科長が審議を求めた事項
- 4 教授会は、学長が教授会通則第3条第1項第3号に掲げる事項を定める際に、意見を述べるることができる。

(会議招集及び議長)

第4条 研究科長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、副研究科長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、次の各号に掲げる者は、構成員に含まないものとする。

- (1) 職務により海外渡航中の者及び内地研究員として出張中の者
- (2) 休職又は停職中の者
- (3) 育児休業中の者
- (4) 30日以上にわたる連続した休暇を取得中の者
- (5) その他教授会が構成員から除くことが適当であると認める者

2 会議の議事は、出席者の過半数の同意により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、構成員の3分の2以上の同意により決する。

3 前2項の規定にかかわらず、学位の授与に関する議決を行う場合は、静岡大学学位規程第16条に定めるところによる。

(専門委員会等)

第6条 教授会に、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 教授会の庶務は、浜松キャンパス事務部において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営等に必要な事項は、教授会が別に定める。

(規則の改正)

第9条 この規則の改正は、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○浜松医科大学大学院博士課程教授会規則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 27 号）

改正平成 16 年 12 月 9 日規則第 41 号平成 21 年 3 月 12 日規則第 12 号

平成 27 年 3 月 12 日規則第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、浜松医科大学学則（平成 16 年規第 25 号。以下「学則」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、浜松医科大学大学院博士課程教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 教授会は、学長及び大学院医学系研究科博士課程の担当教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（学長に意見を述べる事項）

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について博士課程に係る決定を行うに当たり意見を述べるものとする。。

(1) 大学院博士課程の学生（以下「学生」という。）の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（報告事項）

第 4 条 学長は、学則第 50 条第 1 項若しくは第 2 項、第 51 条又は第 52 条の規定により、それぞれ学生の休学、復学又は退学を許可したとき、その旨を教授会に報告するものとする。

2 学長は、浜松医科大学研究生規程（平成 16 年規程第 81 号）第 19 条の規定により、大学院研究生の退学を許可したとき、その旨を教授会に報告するものとする。

（会議の招集及び議長）

第 5 条 学長は、教授会を召集し、その議長となる。

2 教授会は、原則として毎月 1 回開催する。ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に会議を召集することができる。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した構成員がその職務を代行する。

（会議の成立及び議決方法）

第 6 条 教授会は、構成員の過半数（委任状を含む。）をもって議事を開くことができる。ただし、構成員の 3 分の 1 以上の出席がなければならない。

2 議事は、委任状を除く出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 役員は、必要に応じて教授会に出席し、意見を述べることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員等を教授会に出席させ意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 教授会に特定の事項(光医工学共同専攻に関する事項を除く。)を調査又は検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員は、学長が委嘱する。

3 部会の委員に、構成員以外の職員等を加えることができる。

4 部会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

(光医工学共同専攻協議会)

第9条 教授会に光医工学共同専攻に関する事項を協議するため、光医工学共同専攻協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 教授会の庶務は、学務課において処理する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、教育研究評議会及び教授会に諮って、学長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月9日規則第41号)

この規則は、平成16年12月9日から施行する。

附 則(平成21年3月12日規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成 年 月 日規則第 号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

浜松医科大学大学院博士課程教授会規則の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第7条 (略) (部会)</p> <p>第8条 教授会に特定の事項 _____を調査又は検討するため、必要に応じて部会を置く ことができる。</p> <p>2 ～ 4 (略) _____(新規)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (部会)</p> <p>第8条 教授会に特定の事項 (光医学共同専攻に関する事項 を除く。)を調査又は検討するため、必要に応じて部会を置 くことができる。</p> <p>2 ～ 4 (略) _____(光医学共同専攻協議会)</p> <p>第9条 教授会に光医学共同専攻に関する事項を協議するた め、光医学共同専攻協議会 (以下「協議会」という。)を 置く。 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成 年 月 日規則第 号) この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>